# 申告書には

# マイナンバーの記載が必要です!

# 税務署に申告書等を提出する際は、

# 申告書等へのマイナンバーの記載

申告者ご本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族及び 事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



## 本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

### 【本人確認書類の例】

例 1 マイナンバーカード

例 2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

## 申告書等へのマイナンバーの記載は、 法律で義務付けられています。

※ マイナンバーを有しかい方を除きます



※ マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付は、申告書等の提出の都度必要です。





# マイナンバーカードで e-Tax が利用できます!!

## マイナンバーカード





### IC カードリーダライタ





国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、 ご自宅のパソコンから❶及び❷を利用して、e-Tax により送信することができます。

※e-Tax の利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

①e-Tax が利用できるパソコンの用意、②開始届出書の提出、③電子証明書の取得(マイナンバーカードに は、標準的に組み込まれています。)、④e-Tax への登録、⑤IC カードリーダライタの用意など。



## Tax なら本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です



# お問合せ先のご案内

内容によって、お問合せ先が異なります。

間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようにお願いします。

### 操作方法など作成コーナーに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

**0570-01-5901** 受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:00

※祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。 上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金)。

#### マイナンバーカードをご利用になる場合の IC カードリーダライタの設定などに関するご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

【 **0120-95-0178** 受付時間:月曜日~金曜日 9:30~20:00 / 土日祝日 9:30~17:30 ※12月29日~1月3日を除きます。

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。 上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常通話料金)。

### 税金に関するご相談

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を 選択してください。

最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

